

T-Connect 利用規約

T-Connect 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「T-Connect」といいます）の利用条件を定めるものです。

第1条（本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、T-Connect を利用する契約者等（第3条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の T-Connect の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、T-Connect の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、T-Connect を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第3条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第3条（定義）

- (1) 契約者：当社との間で T-Connect の利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (2) T-Connect 利用契約：当社と契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (3) 基本サービス：T-Connect のうち、別紙1の別表1A～F「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「T-Connect」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。
- (4) オプションサービス：T-Connect のうち、別紙1の別表1A～F「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) T-Connect 基本契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (6) オプションサービス契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。
- (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するトヨタブランドの対象車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (9) 車両利用者：第8条第1項の定めに基づき契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をい

います（契約者自身を含みません）。

- (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (13) T-Connect ID：契約者に発行される契約 ID をいいます。
- (14) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら（<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>）からご確認ください。
- (16) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、第 4 条第 4 項に規定する場合を除き、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。
- (17) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (18) センター：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (19) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (20) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の T-Connect 利用契約の内容および利用状況等 T-Connect 利用契約に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に定めるものをいいます。
- (21) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に定めるものをいいます。
- (22) My TOYOTA (WEB)：T-Connect に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。
- (23) My TOYOTA+：TMC が My TOYOTA+ の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (24) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。
- (25) 緊急事態：以下の場合をいいます。
 - ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員または利用車両との交通事故の負傷者等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (26) 自動通報：エアバッグの展開または利用車両への一定以上の衝撃等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。
- (27) 手動通報：ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。
- (28) 盗難発生警報装置：利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。
- (29) 通報：緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信

をいいます。

- (30) 車載機専用アプリ：Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を遵守する必要があります。
- (31) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。
- (32) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。
- (33) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。
- (34) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。
- (35) 取次先サービス：T-Connect を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。
- (36) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。
- (37) 外部サービス：Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービスをいいます。
- (38) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。
- (39) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。
- (40) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Apps の機能をいいます。
- (41) 販売店：契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

第4条（T-Connect 利用契約の申し込み）

- 1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社（ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者）との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
- 2. T-Connect 利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、T-Connect 利用契約の締結を申し込むものとします。また、T-Connect 基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
- 3. T-Connect の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結を申し込むことはできません。
- 4. T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダード利用契約の申し込みを行った場合には、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）に対して、KDDI の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申し込みいただいたことになります。DCMにおけるデータ通信は、KDDI により提供されます。
- 5. 一部の申込方法およびサービスプランにおいては、T-Connect 利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」および T-Connect ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとします。
- 6. 前項に定める場合のほか、申込者および契約者は自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、自らの「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させるものとします。なお、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っていない場合、T-Connect のサービスが制限して提供されることがあり、申込者および契約者はあらかじめこれを承諾します。
- 7. 「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約 (<https://id.toyota/commonTerms/content/>)（以下、「TOYOTA アカウント規約」といいます）が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。

第5条 (T-Connect 利用契約の成立)

1. T-Connect 利用契約は、前条第2項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行った T-Connect のサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
2. TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示（本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます）について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

第6条 (契約書面等の交付方法)

1. TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、当社指定ウェブサイト (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の交付を求めることができるものとします。

第7条 (T-Connect のサービス内容)

1. T-Connect は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
2. 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙2または各オプションサービスの個別規約に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
3. オプションサービスを利用するためには、T-Connect 基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、T-Connect 基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、T-Connect 基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、T-Connect 基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
4. 当社は、T-Connect のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

第8条 (T-Connect の利用範囲)

1. 契約者は、自ら T-Connect を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い T-Connect の各サービスを利用させることができます。ただし、T-Connect のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 前項に定めるほか、一部のサービスプラン (https://toyota.jp/tconnectservice/service/sp_app.html) においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My TOYOTA+を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して T-Connect のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます（以下、「リモートサービスのシェア」といいます）。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My TOYOTA+を利用する際には、TMC が My TOYOTA+の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に T-Connect を利用させ、または権限受領者にリ

モートサービスのシェアを行うものとしします。

4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとしします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとしします。
5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い T-Connect を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとしします。
6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

第9条（必要機器・ID等の管理）

1. 契約者等は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、T-Connect の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとしします。
2. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとしします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID 等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとしします。

第10条（T-Connect の提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第11条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙 1 に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「T-Connect 基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとしします。
2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます）を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとしします。
3. T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙 1 に定めるところに従うものとしします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとしします。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者との取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法に

よりいずれの債務にも充当することができるものとします。

5. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。
6. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。
7. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した日から最大 3 日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。

第12条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、T-Connect の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、契約者等の個人情報を、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

第13条（知的財産権）

T-Connect を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

第14条（禁止行為）

1. 契約者は、T-Connect の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
 - (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
 - (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
 - (4) 著しく粗野または乱暴な行為
 - (5) T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を棄損しもしくはその性的羞恥心を害する行為
 - (6) T-Connect の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
 - (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
 - (8) 当社による T-Connect の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で T-Connect を利用する行為
 - (10) 当社に対して社会通念上相当な範囲を超えて要求する行為、または要求内容が相当であっても当該要求を実現するために、自らまたは第三者を利用して、当社に対して社会通念上不相当な手段・態様（暴言、脅迫、強要、

長時間の拘束等）を用いる行為

(11) 法令または公序良俗に違反する行為

(12) 本規約等の定めに違反する行為

(13) その他当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、契約者が前項各号のいずれかに違反すると判断した場合、T-Connect の全部または一部の提供を中断または停止することがあります。

第15条（変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 第4条に定める「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っている契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第16条（利用車両譲渡時等の取扱い）

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。
4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
 - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
 - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
 - (3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第15条に基づき住所、氏名その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。
5. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。

8. 契約者が第1項、第6項または第7項の定めに違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

第17条（契約期間）

本規約等に別段の定めがない限り、T-Connect 基本契約の契約期間は別紙 1A～F に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

第18条（T-Connect 利用契約の解約）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の全部または一部の解約（オプションサービス契約のみの解約も含みます）を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 T-Connect 利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日に解約の効力が生じるものとします。
 - (1) T-Connect 基本契約を解約する場合：当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日。
 - (2) 各オプションサービス契約を解約する場合：解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。
3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に T-Connect 基本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、T-Connect 基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
4. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

第19条（解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
 - (5) 申込者の居住地が日本国外であることが判明した場合
 - (6) 第23条に違反する事実が判明した場合
 - (7) その他当社が契約者として不適当と判断する場合
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合

- (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
- (6) 本規約の定めに違反した場合
- (7) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
- (8) その他当社が契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合

第20条（損害賠償等）

1. 契約者等が T-Connect の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

第21条（免責）

1. 当社は、T-Connect について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 T-Connect 利用契約の 1 年間の利用料金相当額（T-Connect 基本契約が直接の原因となった場合には、該当する T-Connect 基本契約のサービスプランの 1 年間の T-Connect 基本利用料相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの 1 年間の当該オプションサービス利用料相当額）を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が T-Connect の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合
 - (2) 第 10 条に基づき T-Connect の提供を一時的に中断する場合、または第 7 条第 4 項に基づき T-Connect を変更もしくは終了する場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
 - (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
 - (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
 - (9) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末または My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
 - (10) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの不具合、ID 等の失念その他事由のいかににかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
 - (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不

正行為が行われた場合

(12)通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合

(13)その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

第22条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第24条（専属的合意管轄裁判所）

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の有効性）

1. 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

第26条（KINTO とのリース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則）

株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。KINTO とのリース契約に T-Connect 利用契約が付随する車両は、こちら（<https://faq.kinto-jp.com/faq/show/3583>）からご確認いただけます。

- (1) KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません（ただし、KINTO とのリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます）。
- (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、KINTO とのリース契約自体を解約していただく必要があります。

KINTO とのリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も KINTO とのリース契約が終了した時点で当然に終了します。

第 27 条（法人管理契約者に関する特則）

法人管理契約（本条第 1 号の細分③に定義します）を締結する契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

- (1) 本条および対応する別紙において、次の各号の細分に定める用語は、それぞれ当該各号の細分に定める意味で使用されるものとします。
 - ① リース店：TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（KINTO を除きます）。
 - ② リース車両：リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO 車両を除きます）。
 - ③ 法人管理契約：リース車両に対する T-Connect 利用契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた T-Connect 法人管理契約約款（リース契約用）に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます（2023 年 10 月 31 日以前に締結された法人管理契約を除きます）。
 - ④ 法人サイト：法人管理契約の契約者向けの専用ウェブサイトをいいます。
- (2) 法人管理契約の契約者の場合、本件料金は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該法人リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません。
- (3) 法人管理契約の契約者の「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID は、第 4 条第 5 項の規定にかかわらず、T-Connect 利用契約が成立した時点で自動連携されます。
- (4) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則）2025 年 3 月 17 日改定

【お問い合わせ先】

- (1) T-Connect に関するお問い合わせ

【T-Connect サポートセンター】

TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休

- (2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL：0561-57-6814 受付時間：9:00～18:00 年中無休

<別紙 1> T-Connect 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

(1) T-Connect のサービス

T-Connect に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/service/>）からご確認いただけます。

サービス提供主体	基本サービス		オプションサービス
TC が提供するサービス (TC 提供サービス)	・ ヘルプネット ・ リモートメンテナンスメール ・ オペレーターサービス（＊3） ・ Apps ・ FC システム遠隔見守りサービス ・ マイカー始動ロック	・ マイカーリサーチ（＊1） ・ e ケア（＊2） ・ リモートエアコン（＊4） ・ エージェント ・ CD タイトル情報取得	・ オペレーターサービス ・ オペレーターサービス Plus ・ 車内 Wi-Fi ・ マイカーサーチ Plus ・ リモートスタート（アプリ）
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	・ マップオンデマンド ・ ハイブリッドナビ	・ Tルート検索(プローブ情報付) ・ ソフトウェアアップデート	なし
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	なし		・ コネクティッドナビ ・ デジタルキー ・ 運転支援アップデート

- ＊1 一部車両においては、マイカーSecurityのサービス名称で提供されます。
- ＊2 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- ＊3 一部車両においては、オペレーターサービスの名称でオプションサービスとして提供されます。
- ＊4 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) T-Connect 基本サービスのプラン

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

T-Connect 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の T-Connect 基本サービスのプラン内容については、こちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認いただけます。

プラン名称	適用される別表
T-Connect（携帯接続）	別表 1A
T-Connect DCM パッケージ	別表 1B
T-Connect DCM 単体 / T-Connect DCM 単体／携帯接続	別表 1C
T-Connect for CROWN	別表 1D
T-Connect エントリー / T-Connect スタンダード	別表 1E
T-Connect エントリー（22） / T-Connect スタンダード（22）	別表 1F

(3) T-Connect 基本サービスの契約期間

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

(4) T-Connect 基本サービスの利用料

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

なお、T-Connect 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます）の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります（無料期間内であっても同様です）。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。

車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

(5) 支払方法

T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいいずれかの方法によるものとします。

- 選択可能な支払方法はサービスプラン・お申し込み方法により異なります。
- T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。
- クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービス、取次先サービスおよび月払いのオプションサービスを購入できない場合があります。
また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいてクレジットカードによる支払いを選択された場合、T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法はクレジットカードでの支払いに変更されます。
- 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。
- 一部のサービスプランにおいては、選択した支払方法を当社所定の手続きにより変更することが可能です。
- TOYOTA Wallet（TS CUBIC）または TOYOTA Wallet（Wallet QR）による支払いを選択され、TOYOTA Wallet アプリ内での所定の決済手続きをしていない場合は、T-Connect（有料オプションサービスを含みます）の利用申し込み（あるいは支払方法の変更の申し出）の手続きは完了しません。
- 支払方法を変更できるプランで、月払いから年払いまたは年払いから月払いへ変更した場合、効力発生日は所定の変更手続きを行った日の属する月の翌月 1 日です。

契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことをあらかじめ同意するものとします。
----------	--

預金口座振替（口座引落し） （以下、「預金口座振替」といいます）	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。 当社は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる T-Connect 基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（消費税込み）の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。TOYOTA Wallet（TS CUBIC）に登録されているクレジットカード会社からのご請求は、お客様とクレジットカード会社との約定に基づきますので、クレジットカード会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。

(6) 支払期日
T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料の締め日（TOYOTA Wallet（Wallet QR）を除く）は、当月末日です。支払期日は、支払方法により異なります。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
預金口座振替	利用開始操作日（継続の場合は無料期間満了日の翌日）の属する月の翌々月 23 日となります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
指定口座振込	請求書記載の期日までにお振込みください。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。トヨタファイナンシャルサービス株式会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	サービス利用契約の申込手続きが完了した時点において、即時、サービス利用料の決済が完了します。

【別表 1A】

■T-Connect（携帯接続）

(1) 動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps	- エージェント - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	定めなし		
利用料（消費税込み）	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1B】

■T-Connect DCM パッケージ

(1) T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - マップオンデマンド - ハイブリッドナビ - マイカーSecurity - e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 標準装備・メーカーオプションナビと DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 販売店装着オプションナビと DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日から DCM 初回装着日の属する月の翌月より 12 ヶ月間（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間内に解約、解除等により契約が終了した（以下、「解約等」といいます）場合には、解約等の時点で当該無料期間は終了し、次からは初年度中の再契約（有料）となります。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに基本サービスの継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合】 初年度中の再契約とは、無料期間内に T-Connect 基本契約を解約等した後、同期間内に改めて契約する場合をいいます。初年度中の再契約における契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 初年度中の再契約による T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合	13,200 円／年
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

(2) MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect 対応ナビを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - FC システム遠隔見守りサービス（＊1） - ハイブリッドナビ	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。ただし、MIRAI の場合は、DCM 装着口の翌月より 36 ヶ月間までです。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		

	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

＊1 MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）で T-Connect を利用する場合に限って利用できます。

【別表 1C】

■T-Connect DCM 単体

(1) アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）、プリウス PHV（2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）で 2018 年モデル T-Connect 対応ナビを非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	ヘルプネット リモートメンテナンスメール	マイカーSecurity e ケア
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	6,600 円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込		

■T-Connect DCM 単体／携帯接続

(1) アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）、プリウス PHV（2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）で、2017 年秋地図版が当初から装着されている 2016 年モデルナビ（ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外）を装着の状態で、DCM もしくは携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス（＊1） - Apps（＊1） - マップオンデマンド（＊1）	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント（＊1） - CD タイトル情報取得（＊1） - T ルート検索（プローブ情報付）（＊1）
	オプションサービス	なし	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間満了後も引き続き T-Connect を利用するためには、契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		

利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	6,600 円／年
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込	

*1 携帯接続（動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合）に限って利用できます。

【別表 1D】

■T-Connect for CROWN

(1) クラウン（2018 年 6 月～2022 年 7 月モデル）で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - オペレーターサービス - Apps - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）	- マイカーSecurity - e ケア - エージェント - CD タイトル情報取得 - ハイブリッドナビ
	オプションサービス	リモートスタート（アプリ）（※1）	
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	17,315 円／年	
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

*1 クラウン（2020 年 5 月～2022 年 7 月モデル）に限って利用できます。

【別表 1E】

■T-Connect エントリー

(1) DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - リモートエアコン（*1）	- マイカーサーチ - e ケア - ソフトウェアアップデート
	オプションサービス	マイカーサーチ plus	リモートスタート（アプリ）
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	年払い	3,630 円／年
		月払い	330 円／月

選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		
*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。			
(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合			
利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - リモートエアコン（*1）	- マイカーサーチ - e ケア - ソフトウェアアップデート
	オプションサービス	マイカーサーチ plus	リモートスタート（アプリ）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

■T-Connect スタндарт

(1) DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合			
利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - Apps - FC システム遠隔見守りサービス - ハイブリッドナビ - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（*1） - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	- マイカーサーチ plus - オペレーターサービス Plus	- オペレーターサービス - リモートスタート（アプリ）（*1）
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	年払い 月払い	3,630 円／年 330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両を利用車両として、T-Connect ナビキットを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合			
利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - Apps - FC システム遠隔見守りサービス - ハイブリッドナビ - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア - リモートエアコン（*1） - CD タイトル情報取得 - マップオンデマンド - T ルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	- マイカーサーチ plus - オペレーターサービス Plus	- オペレーターサービス - リモートスタート（アプリ）（*1）
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1F】

■T-Connect エントリー (22)

(1) 2022 年 1 月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（＊1） - リモートエアコン（＊2）
	オプションサービス	- リモートスタート（アプリ） - 運転支援アップデート	デジタルキー
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円／月	
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

＊1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

＊2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（＊1） - リモートエアコン（＊2）
	オプションサービス	- リモートスタート（アプリ） - 運転支援アップデート	デジタルキー
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

＊1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

＊2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

■T-Connect スタンダード (22)

(1) 2022 年 1 月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着した状態で DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - e ケア（＊1） - リモートエアコン（＊2） - マイカー始動ロック（＊3）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi - デジタルキー	- リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ - 運転支援アップデート
契約期間	【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。		
	【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合		

	契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect 基本契約を継続する場合	330円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

- *1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- *2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *3 2025年3月18日より、ランドクルーザー“300”（2025年3月～モデル）に限って利用できます。

(2) bZ4Xを利用車両として、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

※KINTOとの間でリース契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第26条が適用されます。

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第27条が適用されます。

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア - リモートエアコン（＊1）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内 Wi-Fi	- コネクティッドナビ - デジタルキー
契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続が行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。 【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続が行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円／月	
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

- *1 リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(3) T-Connect 利用規約第26条に定めるKINTOとの間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随してT-Connect スタンダード（22）を締結し、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア（*1） - リモートエアコン（*2） - マイカー始動ロック（*3）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - 車内Wi-Fi - デジタルキー	- リモートスタート（アプリ） - コネクティッドナビ - 運転支援アップデート
契約期間	契約期間は、契約者とKINTOとの間で締結されるリース契約の契約期間をいいます。 リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

- *1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- *2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *3 2025年3月18日より、ランドクルーザー“300”（2025年3月～モデル）に限って利用できます。

(4) 第27条に定める法人管理契約を締結し、2022年1月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plusを装着しDCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	- ヘルプネット - リモートメンテナンスメール - エージェント - ソフトウェアアップデート	- マイカーサーチ - eケア（*1） - リモートエアコン（*2） - マイカー始動ロック（*3）
	オプションサービス	- オペレーターサービス - デジタルキー - リモートスタート（アプリ）	- コネクティッドナビ - 運転支援アップデート

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

- *1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。
- *2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。
- *3 2025 年 3 月 18 日より、ランドクルーザー “300”（2025 年 3 月～モデル）に限って利用できます。

<別紙 2> T-Connect 基本サービスの種類およびサービス内容

■ヘルプネット

- (1) サービスの内容
ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/helpnet.html>) からご確認ください。
ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。
- (2) 利用条件および遵守事項
ヘルプネットに関するご説明書が適用されます。必ずご確認ください。
<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

■マイカーSecurity

マイカーSecurity は、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ plus 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、マイカーSecurity の名称にて提供されるサービスです。マイカーSecurity の利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■オペレーターサービス

オペレーターサービスは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、下記の利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、オペレーターサービスの名称にて提供されるサービスです。オペレーターサービスの利用にあたっては、下記の利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、下記の利用規約をご確認ください。

サービスプラン	適用される利用規約
T-Connect (携帯接続) T-Connect DCM 単体／携帯接続 T-Connect DCM パッケージ	オペレーターサービス利用規約
T-Connect for CROWN	オペレーターサービス Plus 利用規約

■リモートエアコン

リモートエアコンは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、リモートスタート（アプリ）利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、リモートエアコンの名称にて提供されるサービスです。リモートエアコンの利用にあたっては、リモートスタート（アプリ）利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、リモートスタート（アプリ）利用規約をご確認ください。

■マイカーサーチ

マイカーサーチは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ Plus 利用規約に規定されるサービスのうち一部サービスが、マイカーサーチの名称にて提供されるサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch22.html>) をご確認ください。マイカーサーチの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■Apps

- (1) サービスの内容
Apps は車載機専用アプリを提供するサービスです、詳細はこちら (<https://tconnect.jp/appcatalog/app/index.html>) からご確認ください。
Apps は契約者が利用できます。
- (2) 利用条件および遵守事項
Apps は日本国内でのみ利用できます。
- <車載機専用アプリ>
- ① Apps 上において、TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機専用アプリ提供事業者サービス（車載機専用アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス）を提供します。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、T-Connect 利用規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、車載機専用アプリ提供事業者契約（車載機専用アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約）に従って提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。
- ② 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する車載機専用アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TC は、車載機専用アプリ提供事業者サービスについて車載機専用アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機専用アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 車載機専用アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機専用アプリ提供事業者契約に従うものとします。ただし、T-Connect 利用規約において定めがある場合、契約者は、車載機専用アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機専用アプリ提供事業者サービスを利用するものとします。
- ⑤ 車載機専用アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

<外部サービス>

- ① TC または第三者により、外部サービス（Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービス）が提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者（外部サービスを提供する者）が別に定めるところによります。
- ② 契約者が TC 以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約（外部サービスに関する契約）は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TC は、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 外部サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 外部サービス連携機能を TC が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は Apps の一部を構成し、T-Connect 利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能（外部サービスは含みません）は車載機専用アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとします。

- ⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等について、TCは一切の責任を負いません。

＜有償サービス＞

- ① Apps に関する利用料金は T-Connect 基本利用料（本規約第 11 条）に含まれます。ただし、車載機専用アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス（以下、「有償サービス」といいます）があります。
- ② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TC が別途定めた場合を除き、TC または車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価（以下、「有償サービス利用料」といいます）を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ（リンク先を含みます）上に表示されます。
- ③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第 11 条に定めるところによります。

契約者と TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者は TC に請求または苦情を申し立てないものとします。

契約者は、Apps を通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。

■FC システム遠隔見守りサービス

(1) サービスの内容

FC システム遠隔見守りサービスは、カーライフに役立つ所定の情報を提供するサービスです。

FC システム遠隔見守りサービスは、契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

FC システム遠隔見守りサービスにおいては、車両データをセンターが取得し、当該車両データを契約者と担当する販売店へ通知し、車両のメンテナンス等の案内を行います。なお、提供内容や設定項目等は対象車両の種類やグレード、装着オプションによって異なります。

■マイカー始動ロック

(1) サービスの内容

マイカー始動ロックは、My TOYOTA+の操作で、離れた場所から利用車両に対し車両始動の禁止設定や設定解除ができるサービスです。

マイカー始動ロックは、契約者のみが利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

- ① プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、マイカー始動ロックの利用にあたって、T-Connect の申し込み時に付与された ID およびパスワード、または契約者本人を特定できる情報をもって、マイカー始動ロックを利用しようとする者が契約者であることを TC が確認できない場合には、マイカー始動ロックを提供できません。
- ② マイカー始動ロックを利用するためには、My TOYOTA+のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My TOYOTA+をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
- ③ マイカー始動ロックには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは本規約の定めに加え、My TOYOTA+のヘルプをご確認ください。
- ④ 契約者は、マイカー始動ロックの利用にあたって、My TOYOTA+上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。
- ⑤ マイカー始動ロックを利用するには、TC 所定の方法により、My TOYOTA+上でマイカー始動ロックの解除用暗証番号（以下、「暗証番号」といいます）を設定することが必要です。契約者は、自ら責任をもって暗証番号を管理するものとし、暗証番号を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
- ⑥ マイカー始動ロックには、以下のサービスが含まれます。
- (i) マイカー始動ロックのロック設定
- 契約者は、TC 所定の方法により My TOYOTA+上でマイカー始動ロックのロック設定操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール開始時間に、利用車両の始動を行えない状態に設定することができます（起動に数秒から数分程度の誤差が生じる場合があります）。ただし、マイカー始動ロックのロック設定起動時に第 7 号の条件を満たしていない場合は設定待機状態となり、第 7 号の条件が成立した後に設定されます。
- (ii) マイカー始動ロックのロック設定解除
- 契約者は、TC 所定の方法により My TOYOTA+上でマイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、即時にまたは設定した予約スケジュール終了時間に、利用車両のマイカー始動ロックのロック設定を解除することができます。ただし、通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等 TC 所定の状況に該当する場合には、マイカー始動ロックのロック設定解除ができないことがあります。その場合には、TC 所定の方法により、利用車両の車載機に、前号に定める暗証番号を入力し、マイカー始動ロックのロック設定解除操作を行うことにより、マイカー始動ロックのロック設定を解除できます。ただし、誤った暗証番号を TC 所定の回数入力した場合には、車載機による解除ができません。また、T-Connect 基本契約終了時点でマイカー始動ロックのロック設定が作動していた場合、契約終了による自動でのマイカー始動ロックのロック設定解除は行われません。T-Connect 基本契約終了前に、マイカー始動ロックのロック設定（予約スケジュール設定を含みます）を解除してください。
- ⑦ マイカー始動ロックのロック設定が作動するには、利用車両が、以下に定める条件のうち、いずれか 1 つを満たす必要があります。
- (i) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、盗難発生警報装置が作動していること
- (ii) マイカー始動ロックのロック設定が作動しておらず、かつ、最後に停車（ACC-OFF）されてから 60 分以上が経過していること
- ⑧ 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害等 TC 所定の状況に該当する場合には、前号に規定する条件を満たしていても、マイカー始動ロックのロック設定が正しく作動せず、またはマイカー始動ロックのロック設定の作動に時間がかかることがあります。
- ⑨ 前号に該当しマイカー始動ロックのロック設定が作動しなかった場合には、第 6 号(i)の各設定要求（設定待機状態を含みます）は破棄され、設定待機状態にはなりません。
- ⑩ 契約者が行ったマイカー始動ロックのロック設定操作の結果、利用車両のマイカー始動ロックのロック設定が作動したか否かについて、契約者のメールまたは My TOYOTA+に通知されます。なお、利用車両や情報通信端末の使用環境等の事情により通信状態が不良である場合には、当該結果通知に遅延が生じる場合があります。
- ⑪ マイカー始動ロックのロック設定は、車両始動を禁止することで車両盗難を抑制するものであり、車両盗難を完全に防止するものではありません。マイカー始動ロックのロック設定の作動に関わらず、利用車両に生じた盗難、破損、損害等について、TC は、契約者に対して一切の責任を負いません。

- ⑫ マイカー始動ロックのロック設定またはロック設定の解除が、本規約に定める作動条件に該当せず、正しく作動せずまたは作動に時間を要したことにより、利用車両に盗難、破損、損害等が発生した場合であっても、TC は、契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑬ マイカー始動ロックの暗証番号を失念し、あるいは誤った暗証番号を所定回数入力したことによりマイカー始動ロックが作動しなかった場合であっても、TC は契約者に対して一切の責任を負いません。
- ⑭ マイカー始動ロックの暗証番号を紛失しあるいは第三者に知られたことによる、車両の盗難や、作動に時間を要することを含む、いかなる損害に対しても TC は一切の責任を負いません。
- ⑮ 個人情報等の取扱い
マイカー始動ロックの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 16 条の特則が適用されます。
<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

■その他のサービス

- (1) エージェント
音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気等の情報検索ができるほか、パワーウィンドウ等車両機能の音声認識操作ができるサービス。
- (2) リモートメンテナンスメール
利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換等のご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。
- (3) e ケア
警告灯点灯時に、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスを行う「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービス。なお、利用車両によっては、「コネクティッドカーケア」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。
- (4) CD タイトル情報取得
車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。
- (5) マップオンデマンド
エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。
- (6) ハイブリッドナビ
走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するサービス。
- (7) T ルート検索（プローブ情報付）
独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探検するサービス。
- (8) ソフトウェアアップデート
DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。

トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、以下 TC および TMC を総称して「当社」といいます）は、T-Connect のご提供にあたって、以下のとおり個人情報を取扱いします。

第1条（定義）

本書において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他本書で使用する用語は、本書で定義されない限り、T-Connect 利用規約で定義する意味を有するものとします。

- (1) 契約データ：契約者に関するデータおよび契約内容に関するデータを総称していいます。
- (2) 契約者に関するデータ：契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下、本書において同じです）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。
- (3) 契約内容に関するデータ：T-Connect の ID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、T-Connect の契約内容に関するデータをいいます。
- (4) 車両データ：利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータおよび車両状態に関するデータを総称していいます。
- (5) 利用車両に関するデータ：車名、車体（車台）番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。
- (6) 走行状況に関するデータ：エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報および位置情報等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。
- (7) 車両状態に関するデータ：警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。
- (8) ヘルプネット利用時に送信されるデータ：ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動通報/手動通報の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。
- (9) エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ：エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信される内容等に関するデータをいいます。
- (10) 販売店：契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

第2条（データの取得）

1. TC は、次条第1項に定める目的のために、TMC は次条第2項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。
 - (1) T-Connect の申し込みにあたり、申込者が登録した契約データ
 - (2) T-Connect の申し込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ
 - (3) T-Connect の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ（TC の場合はヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを含みます）
 - (4) T-Connect の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両データ（TC の場合は、ヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータも併せて送信されます）
 - (5) T-Connect の利用にあたり、契約者が利用した個別のサービスならびにその利用日時および利用回数その他利用履歴

(6) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ

2. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほか、TMC または販売店から取得することがあります。

第3条（契約データおよび車両データ等の利用目的）

1. TC は、前条に基づき取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
 - (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への T-Connect の提供
 - (2) 契約者への T-Connect の提供にかかる対価・料金（以下、「本件料金」といいます）の請求
 - (3) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (6) 契約者、車両利用者、権限受領者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス（交通情報等）
 - (7) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
 - (8) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
2. TMC は、前条に基づき取得した契約データおよび車両データ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
 - (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への T-Connect の提供
 - (2) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (3) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (4) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (5) 第5条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
 - (6) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
 - (7) TMC による、T-Connect に紐づくサービスの提供（当該 T-Connect に紐づくサービスの利用を申し込んだ場合に限り）
3. 前二項に掲げるほか、当社は、オペレーターサービスまたはその他の T-Connect に関するサービスにおいて契約者、車両利用者または権限受領者から提供される音声データおよびお問い合わせ先へのご連絡内容について、次の目的で通話のモニタリングや録音を行うとともに、その音声データならびにご利用の日時およびその他の関連する情報（以下、「音声データ等」といいます）を、次の目的に利用することがあります。
 - (1) ご連絡内容の確認およびご連絡への対応
 - (2) ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上
 - (3) 新商品、新サービス等の企画・開発およびマーケティング分析

第4条（TC による契約データおよび車両データ等の第三者提供）

TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。

- (1) 提供先：TMC
 - ① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
- (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用
- (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
- (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供
- (v) TMC によるサービスの提供
- (vi) お問い合わせへの対応
- (vii) 第3条および第5条に掲げる目的

② 項目

契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、特定の個人を識別できないように加工したエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供

(2) 提供先：販売店

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または口頭（電話）

(3) 提供先：車載機専用アプリ提供事業者または協業事業者（契約者が車載機専用アプリ提供事業者に車載機専用アプリの利用を申し込んだ場合、または協業事業者が協業サービスの利用を申し込んだ場合に限りです）

① 提供先利用目的

- (i) 車載機専用アプリまたは協業サービスの提供
- (ii) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 車載機専用アプリまたは協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(4) 提供先：取次先事業者（契約者、車両利用者または権限受領者が取次ぎを希望する場合に限りです）

① 提供先利用目的

- (i) 取次先事業者によるサービスの提供
- (ii) 取次先事業者によるサービス利用料金の請求

② 項目

契約者に関するデータ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

① 提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

② 項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(6) 提供先：医療機関および関係機関

① 提供先利用目的

ヘルプネットにより受けた通報への対応

② 項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信または口頭（電話）

(7) 提供先：国土交通省（2016年12月1日以降にT-Connectの利用を開始した場合に限ります）

① 提供先利用目的

(i) 新たな車両安全対策の検討

(ii) 事故自動通報システムおよび先進事故自動通報システム導入にかかわる検討

(iii) その他交通安全対策に資する研究

② 項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(8) 提供先：KDDI

① 提供先利用目的

(i) T-Connect等で利用する自動車装着専用データ通信モジュールへの通信回線の提供

(ii) T-Connect利用者向け au スマホ利用料割引の適用可否の確認

(iii) T-Connect利用者向け au スマホ利用料割引料金の請求

(iv) お問い合わせへの対応

ただし、(ii)、(iii)はT-Connect エントリーまたはT-Connect スタンダード利用契約に限ります。

② 項目

契約データ、利用車両に関するデータ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または電話（口頭）

(9) 提供先：クレジットカード発行会社（2025年4月6日以降にEMV 3D セキュアによる本人認証を利用した場合に限ります）

① 提供先利用目的

不正利用検知・防止のため

② 項目

契約データ（EMV 3D セキュアによる本人認証に必要な契約者の氏名、電話番号および利用金額等）

③ 提供方法

データの送信

なお、契約者が利用されているクレジットカード発行会社が外国にある場合、提供した個人情報は当該会社が所属する国に移転される場合があります。TC では、契約者から取得した情報からは、ご利用のクレジットカード発行会社および当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握したうえで、ご提供することはできません。

（ア）提供先が所在する外国の名称

（イ）当該国の個人情報保護制度に関する情報

（ウ）クレジットカード発行会社の個人情報保護の措置

また個人情報保護委員会のホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第5条（TMC による契約データおよび車両データの第三者提供）

TMC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、各項目に含まれるデータ等を提供方法に従い提供することがあります。

（1）提供先：販売店

① 提供先利用目的

- （i） 車両・商品・サービス等のご案内
- （ii） 商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
- （iii） お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- （iv） 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- （v） お問い合わせへの対応

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

（2）提供先：協業事業者（協業事業者が協業サービスの利用を申し込んだ場合に限り）

① 提供先利用目的

- （i） 協業サービスの提供
- （ii） 協業サービスの利用料金の請求
- （iii） 協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- （iv） 協業サービスに関するアンケート調査
- （v） 協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- （vi） 協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

② 項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

（3）提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等）

① 提供先利用目的

TMC の車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不

具合解析等

② 項目

車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(4) 提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等）

① 提供先利用目的

TMC の車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

② 項目

車両データ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

① 提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

② 項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（統計化または特定の個人を識別できないように加工した cases に限ります）

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

第 6 条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報について、本書に定めるほか、自社のプライバシーポリシー（TMC の「個人情報に関する基本方針」（<https://global.toyota/jp/privacy-notice/>）または TC の「個人情報保護方針」（<https://www.toyotaconnected.co.jp/privacy/>））ならびに個人情報保護法その他関連法令等に従って適切に取り扱います。

第 7 条（業務委託先への開示）

1. TC は、T-Connect の運営または提供に関する業務を第三者に委託することがあります。TC は、契約者、車両利用者または権限受領者が T-Connect を利用するにあたり必要な契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータならびに音声データ等を当該委託先に開示する場合、当該委託先におけるこれらデータの安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
2. TMC は、T-Connect の運営または提供に関する業務を、TC または第三者に委託することがあります。TMC は、契約者、車両利用者および権限受領者が T-Connect を利用するにあたり必要な契約データ、車両データおよび音声データ等を TC または第三者に開示する場合、TC または第三者における当該契約データ、車両データおよび音声データ等の安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

第 8 条（車両データの提供停止）

1. 契約者は、車両データの送信を希望しない場合、車載機での操作により、車両データの送信を止めることができる場合があります。詳しくは、車載機の取扱説明書をご確認ください。

2. 契約者の利用車両が当社所定の車種に該当する場合は、T-Connect を経由して当社が取得する車両データのうち、一部については、My TOYOTA (WEB) での操作により、当社によるデータの利用の停止を求めることができる場合があります。詳しくはMy TOYOTA (WEB) をご確認ください。
3. 前二項に従い車両データの送信を停止した場合、契約者、車両利用者または権限受領者は、T-Connect の全部または一部を利用できなくなる場合があります、また、車両データの送信を再開した後においても、T-Connect の一部サービスを正しく受けることができない場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。

第9条（開示等請求）

申込者および契約者は、個人情報保護法の定めるところにより、当社が取得した契約データおよび車両データ等について、当社に対し、開示等を請求することができます。また、万が一、当社の保有する契約データおよび車両データの内容が事実でないことが判明した場合、当社は、当該契約データおよび当該車両データを、速やかに訂正または削除します。

第10条（お問い合わせ先）

前条に定める開示等の請求その他契約データ等に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

(1) 【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【TC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

T-Connect サポートセンター

TEL : 0800-500-6200 受付時間 : 9:00~18:00 年中無休

【個人情報保護管理者】

T-Connect 事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号 名古屋インターシティ 14階

Mail: info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL : <https://www.toyotaconnected.co.jp/>

(2) 【事業者】

トヨタ自動車株式会社

【TMC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

お客様相談センター

〒450-8711

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7-1

TEL : 0800-700-7700

URL : <https://global.toyota/>

第11条（本書の変更）

1. 当社は、個別に契約者と合意することなく、本書を変更することができるものとします。この場合、契約者に対し、本書を変更する旨および変更後の本書の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。ただし、法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第 12 条（KINTO とのリース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則）

T-Connect 利用規約第 26 条に定める株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、TMC は、第 5 条に定める TMC による契約データ、車両データおよび音声データ等の第三者提供先に加え、本条に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

（1）提供先：KINTO

①提供先利用目的

- （i） 利用車両の適切な管理のため
- （ii） 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- （iii） 契約者が指定した販売店と利用車両のメンテナンスについて連携すること
- （iv） お問い合わせへの対応

②項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付、口頭（電話）、アクセス権を与える方法により提供

第 13 条（法人管理契約者に関する特則）

1. 法人管理契約を締結する契約者については、第 2 条第 2 項に規定する契約データおよび車両データの取得について、TC は、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほか、TMC または販売店に加え、リース店から取得することがあります。
2. T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者については、TMC は、第 5 条に定める TMC による契約データ、車両データおよび音声データ等の第三者提供先に加え、本項に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

（1）提供先：法人管理契約の契約者が利用車両の法人リース契約を締結したリース店または契約者が指定したリース店

①提供先利用目的

- （i） 利用車両の適切な管理のため
- （ii） 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- （iii） 契約者が利用車両を購入した販売店または契約者が指定した販売店と利用車両のメンテナンスについて連携すること
- （iv） お問い合わせへの対応

②項目

契約データ、車両データ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供

第 14 条（デジタルキーの利用に関する特則）

1. デジタルキーの利用については、当社は、デジタルキーの提供に関連して取得したデジタルキー契約者等（デジタルキー利用規約第 2 条に定義）の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、車両情報および本サービスの利用履歴）を、第 3 条に定める利用目的に加え、次の各号に定める利用目的の範囲内で利用します。

（1）デジタルキーのサービス提供（デジタルキー利用契約の申し込み・締結手続、デジタルキー利用車両とデジタル

キー利用契約内容の連携、デジタルキーの発行・授受・管理・削除等）のため

(2) デジタルキーアプリに対するサービス情報の通知のため

(3) デジタルキーの問い合わせへの対応のため

(4) デジタルキーの企画開発・品質向上のため

(5) デジタルキーの利用状況等に関する統計情報の作成・提供のため

(6) デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者の契約同意履歴を管理するため

2. TC は、TMC および販売店に対して前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、デジタルキー契約者等の個人情報、第 4 条に定める提供方法で提供することがあり、デジタルキー契約者等はあらかじめこれに同意するものとします。

3. TMC は、TC および販売店に対して、第 1 項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、デジタルキー契約者等の個人情報を、第 5 条に定める提供方法で提供することがあり、デジタルキー契約者等はあらかじめこれに同意するものとします。

第 15 条（コネクティッドナビの利用に関する特則）

コネクティッドナビの利用については、当社は、コネクティッドナビの提供に関連して取得した契約者、車両利用者（いずれも、コネクティッドナビ利用規約第 2 条に定義）またはコネクティッドナビに問い合わせをした者の個人情報（生存する個人に関する情報であつて、コネクティッドナビを提供するにあたって個別に取得する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます））を、第 4 条および第 5 条に定める TC または TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：Cerence Japan 株式会社

① 提供先利用目的

音声認識機能、自然言語理解機能や他要素の開発、トレーニング、チューニング、強化、改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）

② 項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち対話機能を通じて送信されるデータ（氏名等、お客様個人を特定できる種類の情報と併せて送信することはありません。）

③ 提供方法

データの送信

(2) 提供先：株式会社トヨタマップマスター

① 提供先利用目的

地図情報検索の改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）

② 項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうち地図情報検索機能を通じて送信されるデータ

③ 提供方法

データの送信

(3) 提供先：株式会社アイシン

① 提供先利用目的

ナビゲーションの改善（コネクティッドナビに関するサービスに限定されません）

② 項目

コネクティッドナビ利用時に送信されるデータのうちナビゲーションデータ

③ 提供方法

データの送信

第 16 条（マイカー始動ロックの利用に関する特則）

マイカー始動ロックの利用については、当社は、マイカー始動ロックの提供に関連して取得した契約者（T-Connect 利用規約第 3 条に定義）（2025 年 3 月 18 日以降にマイカー始動ロックの利用を開始した場合に限ります）の契約内容に関するデータ（マイカー始動ロックの解除用暗証番号）を、第 4 条および第 5 条に定める TC または TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、次の各号に定める提供先に、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるデータを提供方法に従い提供することがあります。ただし、契約者の利用車両が第三者に譲渡され、かつ、当該契約者によるマイカー始動ロックのロック設定により、当該利用車両の車両始動を行えない状態になった場合に限ります。

(1) 提供先：マイカー始動ロックのロック設定解除要請があった時点での当該利用車両の所有者（自動車販売業者、中古での車両購入者等）

① 提供先利用目的

マイカー始動ロックにおけるロック設定解除

② 項目

契約内容に関するデータ（マイカー始動ロックの解除用暗証番号）

③ 提供方法

口頭（電話）

（付則）2025 年 3 月 17 日改定

地上デジタル TV の有効化に関する約款

本「地上デジタル TV の有効化に関する約款」（以下、「本約款」といいます）は、地上デジタル TV の機能の有効化に関して、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）とおお客様との間の取引内容、取引条件を定めるものです。

第1条（定義）

本約款において、次の用語は、次の意味を有するものとします。

(1) 本機能

利用車載機（次号）に搭載されている地上デジタル TV の機能をいいます。

(2) 利用車載機

本機能が搭載された TC 所定の車載機（本条第 14 号）であって、お客様が、本サービス（次号）の申込時に特定した車両に搭載された車載機をいいます。ただし、利用車載機は、T-Connect 利用契約（本条第 5 号）が成立している車両に搭載されている必要があります。また、お客様において、本機能を有効化できる権利、権原を有している必要があります。

(3) 本サービス

無効化されている本機能を、TC が、利用車載機の通信機、通信回線を利用して、有効化するサービスをいいます。

(4) T-Connect

TC および TMC（本条第 7 号）が、自らまたは第三者と提携等して、T-Connect の名称のもとで、日本国内において提供する、自動車向け情報通信サービスをいいます。

(5) T-Connect 利用契約

T-Connect の利用に関して、お客様ならびに TC および TMC（本条第 7 号）との間で成立する利用契約をいいます。

(6) 本件契約

本サービスに関して、お客様と TC との間で、本約款に基づき成立する契約をいいます。

(7) TMC

トヨタ自動車株式会社をいいます。

(8) 販売店

TMC よりトヨタブランドの車両の販売を許諾された販売店をいいます。

(9) リース店

TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（株式会社 KINTO を除きます）。

(10) リース車両

リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO 車両を除きます）。

(11) 法人管理契約

リース車両に対する本件契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた法人管理契約約款に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます（2023 年 10 月 31 日以前に締結された法人管理契約を除きます）。

(12) 本件料金

本サービスの対価としてお客様が TC に支払う料金をいいます。

(13) メール

電子メールをいいます。

(14) 車載機

カーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect が利用できるものをいいます。

詳細は、こちら (<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) で確認できます。

(15) 情報通信端末

携帯電話、パソコン、スマートフォンその他 TC 所定の情報通信端末 (DCM を含みません) をいいます。動作確認済の情報通信端末については、こちら (<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) で確認できます。

(16) DCM

トヨタブランドの車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。

(17) 通信機

情報通信端末および DCM をいいます。

(18) TOYOTA Wallet

トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォン向け決済サービス「TOYOTA Wallet」をいいます。

(19) TS CUBIC

トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供する決済サービス「TS CUBIC」をいいます。

第 2 条 (契約の成立等)

- お客様は、本約款の各条項を承諾のうえ、TC 所定の申し込み方法により、利用車載機について、本サービスを申し込むものとします。
- お客様は、本サービスの申込時および本サービスの提供時において、以下の要件のすべてを満たしていることを、TC に対して保証します。
 - (1) (a) お客様ならびに TC および TMC との間で、利用車載機が搭載されている車両について、T-Connect 利用契約が有効に成立しているか、(b) 本サービスの申し込みと同時またはそれより前に、利用車載機が搭載されている車両について、T-Connect 利用契約の申し込みを行い、かつ、かかる申し込みが TC または TMC によって拒まれていないこと。
 - (2) 利用車載機の本機能が無効化された状態であること。
 - (3) 利用車載機の通信機、通信回線を利用することにより、TC において、本機能を有効化できる状態にあること。
 - (4) お客様が、本件料金について、TC 所定の方法による支払いが可能であること。
 - (5) お客様が利用車載機について本機能を有効化する正当な権利、権原を有していること。
 - (6) お客様が本サービスの申込時に TC に提供した情報が正確であり、記入漏れがないこと。
 - (7) 第 14 条 (反社会的勢力の排除) に違反していないこと。
- 本件契約は、本条第 1 項の申し込みが TC に到達した後、TC が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。当該承諾は、本機能が TC により有効化されたとき (TC の委託先による場合を含みます) に、TC がこれをなしたものとみなします。
- TC が申し込みを承諾した場合であっても、本条第 2 項の保証違反が判明した場合、TC は、いつでも承諾を撤回し、または本件契約を解除することができるものとします。この場合、TC はお客様に対し、何らの責任も負わないものとします。

第 3 条 (有効化の方法)

- TC は、TC が別途定める方法、時期等により、本サービスを履行するものとします。TC は、本サービスの実施方法について、適宜変更することができるものとします。
- お客様は、TC による本サービスの提供後、速やかに検査し、万が一、本サービスの提供の品質その他に問題がある場合、直ちに TC に通知するものとします。

第4条（本約款の改訂）

TCは、本約款を改訂することがあります。この場合、TCは、当該改訂の効力発生時期の一週間前までに、TC所定のウェブサイトに変更後の約款を掲載することとします。

第5条（本サービスの変更・廃止）

TCは、本サービスの全部または一部をいつでも変更または廃止することができるものとします。

第6条（免責）

1. 本サービスは、利用車載機に搭載された本機能を有効化することを内容とするものであり、本機能そのものまたは本機能を通じて提供されるサービス等の有無、内容、品質その他について、TCは保証するものではなく、一切の責任を負いません。また、お客様が、本機能を利用するにあたって必要な第三者との契約等については、お客様が自己の責任と費用をもって契約を締結等するものとし、TCは、お客様と第三者との契約関係の有無および内容について一切責任を負わないものとします。
2. TCは、TCの責めに帰すべからざる事由（次の各号を含みますが、これらに限られません）により本サービスの全部もしくは一部を提供できず、または本サービスの提供結果が不完全の場合であっても、TCは、一切責任を負わないものとします。かかる事由がお客様の責めに帰すべからざる事由による場合、既にお客様から本件料金としてTCが受領した金員について、TCは、お客様からの請求により、お客様に返還するものとします。
 - (1) 火災、停電等の事故、地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、暴動、騒乱、労働争議その他不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 通信サービスが停止された場合または車載機、情報通信端末もしくはDCMの使用環境等の事情により通信障害が生じた場合その他運用上または技術上本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) お客様から提供を受けた情報に正確性、十分性、最新性その他の問題がある場合
 - (4) 利用車載機、情報通信端末、DCMその他周辺機器に故障、損壊、不具合等がある場合
 - (5) 利用車載機、情報通信端末、DCMその他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項が遵守されていない場合
 - (6) 利用車載機が搭載された車両のバッテリー電圧低下または利用車載機、情報通信端末もしくはDCMの電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (7) 利用車載機および関連機器が故障、電池切れ、電圧低下、接続不良、劣化、不正使用、不適切な使用その他の理由により、正常に作動しない場合または利用車載機に関連するサービス（本サービスを除く）が正常に提供されない場合
 - (8) 通信サービスが停止または中断した場合その他利用車載機が通信できない状態となった場合
3. 万が一、TCが過失により、本約款または本サービスに関連して、お客様に対して損害賠償責任を負う場合、慰謝料および逸失利益は賠償すべき損害に含まないものとし、かつ、その損害賠償額の総額は、本約款末尾記載の本件料金を上限とするものとします。ただし、TCに故意または重大な過失がある場合を除きます。

第7条（お客様情報の取扱い）

1. TCは、次項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定める契約データ、車両データおよび通話データ（あわせて以下、「お客様情報」といいます）を取得します。なお、お客様は、お客様情報を提供しない場合は、本サービスの提供を受けることができません。
 - (1) 本サービスの申し込みにあたり、お客様が登録した契約データ（お客様およびお客様が法人の場合のご担当者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等の個人に関する情報ならびにT-ConnectのID、パスワードおよび契約期間等の本件契約の内容に関する情報）

- (2) 本サービスの申し込みにあたり、お客様が利用車載機を搭載した車両として指定した車両データ（車名、車台番号、登録年月日および車載機の種類等）
 - (3) 上記各 2 号のデータに追加、変更があった場合の追加、変更後のデータ
 - (4) 第 9 条第 1 項記載のお問い合わせ先へのお問い合わせおよびご相談内容等に関する通話データ（TC が、通話または通信内容を、録音、記録またはモニタリングしたデータ）
2. TC は、取得したお客様情報を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
- (1) お客様への本サービスの提供
 - (2) お客様への本件料金の請求
 - (3) お客様への本サービス以外の商品、サービス等のご案内
 - (4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (6) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
 - (7) お客様から販売店に関するお問い合わせがあった際の販売店への取次ぎ・報告
 - (8) お客様からのお問い合わせへの対応およびお問い合わせ内容の確認
3. TC は、お客様情報を、お客様から直接取得するほかに、TMC、販売店またはリース店から取得することがあります。
4. TC は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。TC が当該委託先に対し、お客様が本サービスを利用するにあたり必要なお客様情報を開示する場合、当該委託先におけるお客様情報の安全な管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
5. お客様は、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、TC が取得したお客様情報について、TC に対し、開示を請求することができます。また、万が一、開示されたお客様情報の内容が事実でないことが判明した場合、TC は、当該お客様情報を、速やかに訂正または削除します。

第 8 条（お客様情報の第三者提供）

1. TC は、お客様もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合または TC が従うべき法的義務のために必要がある場合、お客様情報を開示することがあります。
2. TC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれるお客様情報を提供方法に従い提供することがあります。
 - (1) 提供先：TMC
 - ① 提供先利用目的
 - (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
 - (ii) お客様からの本機能等に関するお問い合わせへの対応
 - (iii) 車両・商品・サービス等の企画・開発あるいは品質向上の為の活用
 - (iv) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
 - ② 項目
契約データ、車両データおよび通話データ
 - ③ 提供方法
データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、またはアクセス権を与える方法による提供
 - (2) 提供先：販売店
 - ① 提供先利用目的
 - (i) 車両・商品・サービス等のご案内
 - (ii) お客様からの本機能等に関するお問い合わせへの対応
 - (iii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析

(iv) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査

(v) 利用車載機を搭載した車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用

② 項目

契約データおよび車両データ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(3) 提供先：リース店（ただし、法人管理契約を締結しているお客様の場合に限りです）

① 提供先利用目的

(i) 商品・サービス等のご案内

(ii) お客様からの本機能等に関するお問い合わせへの対応

(iii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析

(iv) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査

② 項目

契約データおよび車両データ

③ 提供方法

データの送信、記録媒体または書類での送付

(4) 提供先：クレジットカード発行会社（2025年4月6日以降に EMV 3D セキュアによる本人認証を利用した場合に限りです）

① 提供先利用目的

不正利用検知・防止のため

② 項目

契約データ（EMV 3D セキュアによる本人認証に必要なお客様の氏名、電話番号および利用金額等）

③ 提供方法

データの送信

なお、お客様が利用されているクレジットカード発行会社が外国にある場合、提供した個人情報は当該会社が所属する国に移転される場合があります。TC では、お客様から取得した情報からは、ご利用のクレジットカード発行会社および当該会社が所在する国を特定することができないため、以下の個人情報保護措置に関する情報を把握したうえで、ご提供することはできません。

(ア) 提供先が所在する外国の名称

(イ) 当該国の個人情報保護制度に関する情報

(ウ) クレジットカード発行会社の個人情報保護の措置

また個人情報保護委員会のホームページ (<https://www.ppc.go.jp/>) では、各国における個人情報保護制度に関する情報について掲載されています。

第9条（お問い合わせ先）

1. 本約款、本サービスおよびお客様情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【T-Connect サポートセンター】

TEL：0800-500-6200（全国共通・フリーコール） 受付時間 9:00～18:00 年中無休

2. 事業者および個人情報保護管理者は以下のとおりです。

【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【個人情報保護管理者】

T-Connect 事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

Mail : info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL : <https://www.toyotaconnected.co.jp>

第 10 条（損害賠償）

1. お客様が本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、お客様は、自己の責任と負担をもって、当該損害にかかわる紛争を解決するものとします。
2. お客様が本約款に反した行為または不正もしくは違法な行為によって TC に損害を与えた場合、TC は、お客様に対し、損害賠償を請求することができるものとします。

第 11 条（本件料金の支払い）

1. お客様は、本サービスについて、本約款末尾記載のとおり、TC に対し、本件料金を支払うものとします。また、お客様は、本サービスの利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。
2. お客様は、本機能の利用に伴う通信料、コンテンツ利用料（受信契約に基づく受信料を含むが、これに限られない）その他必要な費用を負担するものとします。
3. お客様は、次の各号に定める方法のうち、お客様が指定し TC が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。なお、お客様とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。

（1）クレジットカードによる支払い

お客様は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき本件料金を支払うものとします。

TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合またはお客様が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、お客様は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより本件料金を支払うことにあらかじめ同意するものとします。なお、お客様とクレジットカード会社（クレジットカード以外の方法による支払いを TC が承認した場合には収納代行会社または金融機関等を含む）との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC は、一切の責任を負いません。

（2）預金口座振替による支払い

お客様は、TC 所定の申し込みをすることにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。なお、預金口座振替による支払いを選択した場合、TC はお客様に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、お客様はこれを承諾します。

（3）指定口座振込による支払い

お客様が法人である場合、かつ、TC がお客様からの申し込みを認めた場合、お客様は、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。

なお、クレジットカードによる支払いができない等の事情により TC がお客様に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、お客様は、TC の発行する振込依頼書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。

（4）TOYOTA Wallet（TS CUBIC）による支払い

お客様は、本サービスの申込時に特定した車両および本サービスの申し込み方法等が TC 所定の条件に該当する場合、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき TOYOTA Wallet（ただし後払い型の TS

CUBIC に限ります) による支払いができるものとします。

4. お客様が指定口座振込による支払いを行う場合において、お客様の支払った金額が本件料金および TC とお客様との取引に基づき TC に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、TC が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第 12 条（解除事由）

1. TC は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、お客様が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本約款違反等により過去に本件契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) 本サービスの申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 本件料金の支払いを怠っていることが判明した場合
 - (5) リース店とのリース契約が解約、解除、期間満了その他理由のいかんを問わず終了した場合
 - (6) その他 TC が本サービスの利用者として不適当と判断する場合
2. TC は、お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、お客様に通知または催告することなく、本件契約を解除できるものとします。この場合、TC は既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。
 - (1) 本サービスの申し込みに関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) 本サービスを不正に利用した場合
 - (3) 本サービスの運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) 本約款に重大な違反があった場合
 - (6) 第 14 条（反社会的勢力の排除）に違反する事実が判明した場合
 - (7) その他 TC が本サービスの利用者として不適当と判断する相当な事情があった場合
3. 前二項に基づき本件契約が解除等された場合において、お客様が TC に対し債務を有する場合、お客様は、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第 13 条（権利義務の譲渡禁止）

お客様は、本件契約にかかわる契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、自己（お客様が法人である場合にはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）もしくは車両利用者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. お客様は、自己もしくは利用車載機を搭載した車両の利用者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 本サービスの利用に関する脅迫的な言動（自己またはその関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計または威力による TC の信用の毀損または TC の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

第 15 条（専属的合意管轄裁判所）

お客様と TC との間で、本約款および本サービスに関連して紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（付則） 2025 年 3 月 17 日改定

本件料金

1 本件料金の額（消費税込み）

33,000 円

※TV・オペレーター付 T-Connect ナビキットをご購入のお客様につきましては、TV・オペレーター付 T-Connect ナビキット販売価格に含まれておりますので、別途のお支払いは必要ありません。

※法人管理契約を締結しているお客様につきましては、リース契約の利用料に本サービスの対価が含まれておりますので、別途のお支払いは必要ありません。

2 消費税

消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

以上